

**こどもの
医療費の助成
登録はお早めに!!**

**対象となっても
登録しないと
助成が受けられませんので
ご注意ください。**

平成20年4月から、支給対象児をこれまでの小学6年生から中学3年生までに拡大しました。

中学2・3年生は新たに申請が必要です。まだ登録されていないかたは早めに登録をお願いします。

手続きに必要なもの

- 1 対象児童の健康保険証のコピー
- 2 保護者名義の普通預金口座番号
(ゆうちょ銀行・ネット銀行を除く各金融機関)
- 3 印鑑



提出・問合せ先

健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線111・113

国民健康保険・後期高齢者医療保険

入院時一部負担金の限度額適用と食事代の減額

国民健康保険の被保険者・高齢受給者または後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯のかたは、入院の際にあらかじめ申請により交付を受けた「認定証」を提示することにより、入院時一部負担金の限度額適用を受けたり、食事代の自己負担額を減額することができます。

申請に必要なもの

- 保険証
- 高齢受給者証 (該当者のみ)
- 印鑑
- 認定証
(有効期限平成20年7月31日までのものをお持ちのかた)

対 象		内 容
後期高齢者医療で住民税非課税世帯のかた		一部負担金の限度額適用と入院時の食事代自己負担額の減額
国民健康保険	被保険者で住民税非課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用と入院時の食事代自己負担額の減額
	被保険者(70歳未満)で住民税課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用

現在、認定証をお持ちのかたも新たに申請が必要となります。また世帯員の異動があった場合は該当しなくなる場合もあります。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1230 内線103・104